

地方創生の推進について

< 提案・要望先 > 内閣官房・内閣府

< 提案・要望の内容 >

地方において、人口減少・少子化の流れに歯止めをかけ、地方創生を推進するためには、幅広い分野での思い切った政策の展開が不可欠であり、そのためには国による継続的な財政支援や人的支援、大胆な規制改革の実現等が求められています。

国におきましては、地方創生に向けた多様な支援策について、「地方創生版・三本の矢」として「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017 改訂版)」に位置付け、地方への支援に取り組むこととしております。

財政支援については、地域の実情に応じ資金を効果的に活用できるものとし、起業や企業支援による働く場の確保、観光や農林水産業の振興、地方への人材還流、少子化対策、女性の活躍促進など、地方創生・人口減少の克服のための幅広い事業等に活用できるよう必要な財源を確保すべきであります。

人的支援については、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員等を市町村長の補佐役として派遣する地方創生人材支援制度が有効であることから、新たな自治体からの要望についても積極的に対応すべきであります。

さらに、国家戦略特区における新たな地方創生特区の指定にあたっては、地方の創意工夫による地方創生の取組を推進するための制度として、地方からの提案を大いに採用すべきであります。

一方、地方創生を実現するためには、国が自ら果たすべき役割は極めて大きいものです。東京の一極集中の是正や地方における若者の定着などについては、長期的視点に立って、不転退の決意で取り組むべきであると考えます。

以上の状況を踏まえ、今後の地方創生施策の展開にあたり、下記の事項について要望いたします。

記

1 地方創生の取組はまだ道半ばであることから、地方創生の実現に向けて地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」及び地方創生推進交付金について十分な財源を確保すること。

加えて、地方創生推進交付金については、前年度同額が確保され、施設整備等事業の運用の弾力化や交付決定時期の早期化など一定の改善が図られたところであるが、交付対象外経費をより限定的にするなど今後も交付金の運用の

自由度を一層高めるとともに、地方における予算調整スケジュールに支障が生じないように実施計画書の提出期限を遅らせるなど地方においてより使い勝手のよいものとする。

また、平成 29 年度補正予算で措置された地方創生拠点整備交付金については、平成 30 年度当初予算では計上されていないが、地方創生の推進に有効であることから、継続的に予算を確保すること。

- 2 地域経済を活性化し、地方創生を図っていくためには、地方の創意工夫や実情に応じた取組の障害となる規制を改革していく必要があることから、昨年 12 月に本県が行った規制改革の提案を積極的に取り入れ、本県を国家戦略特区の新たな区域として指定すること。
- 3 政府関係機関の地方移転の実施にあたっては、「政府関係機関移転基本方針」に基づき進めることとされ、このうち、研究機関・研修機関等については、平成 28 年度に機関別の年次プランが作成されたところだが、つくばに集積した科学技術は、我が国全体の貴重な財産として断固堅持すべきであり、年次プランに基づく今後の取組にあたっては、本県における地方創生の実現を妨げ、我が国の科学技術力を低下させることがないようにすること。
- 4 若者をはじめとする地方への人の流れを促進し、流出を抑制するため、本社機能の地方移転を促進するとともに、交通、医療、情報通信等の住環境の整備などを強力に支援すること。また、大学等の高等教育機関の地方移転を進めるとともに、大学等と自治体・企業・NPO等が連携して行う地域を志向する意識の醸成、就労支援、新たな雇用の創出などの取組を強力に支援すること。